

# 労働基準監督署への 36協定や就業規則等の届け出は 郵送または電子申請で！

年度末・年度初めの労働基準監督署の窓口の混雑を緩和し、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、36協定や就業規則等の届け出には、できる限り、郵送または電子申請をご利用いただくなどご協力をお願いいたします。

## 1 郵送の場合

「提出書類」「控え書類」「切手を貼付した返信用封筒」を同封の上、下記の管轄の労働基準監督署にご郵送ください。

ただし、返信までに1か月程度かかる場合もあります。

<b>浜松労働基準監督署</b> 〒430-8639 浜松市中区中央1-12-4 浜松合同庁舎8階	<b>富士労働基準監督署</b> 〒417-0041 富士市御幸町13-28
<b>磐田労働基準監督署</b> 〒438-8585 磐田市見付3599-6 磐田地方合同庁舎4階	<b>沼津労働基準監督署</b> 〒410-0831 沼津市市場町9-1 沼津合同庁舎4階
<b>島田労働基準監督署</b> 〒427-8508 島田市本通1-4677-4 島田労働総合庁舎3階	<b>三島労働基準監督署</b> 〒411-0033 三島市文教町1-3-112 三島労働総合庁舎3階
<b>静岡労働基準監督署</b> 〒420-0858 静岡市葵区伝馬町24-2 伝馬町ビル2,3階	<b>下田駐在事務所</b> 〒415-0036 下田市西本郷2-5-33 下田地方合同庁舎1階

## 2 電子申請の場合

e-Gov電子政府の総合窓口から、電子申請をご利用ください。

URL : <https://www.e-gov.go.jp/shinsei/>

